

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例

平成27年4月1日

条例第13号

改正 平成28年2月5日条例第3号 令和2年2月7日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の特別職の職員で非常勤のもの（伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、勤務の実績により、その職務に従事した都度支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第16号。以下「職員等旅費条例」という。）に定める管理者等に支給する旅費の種類及び額に準じて支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、職員等旅費条例の規定に準じて支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

職 名	報 酬 の 額	
監査委員	日額	7,000円